

岩手県告示第 437 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 3 項の規定により、次の加入区について、同条第 2 項の規定による届出を審査した結果、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成 20 年 6 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区 広田湾加入区